

入札参加にあたっての留意事項の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>2 配置する技術者の資格について</p> <p>一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) 4,500万円以上<u>1億</u>円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。</p> <p>(2) <u>1億</u>円以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p>	<p>2 配置する技術者の資格について</p> <p>一般土木工事及び舗装工事の施工に当たり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要です。</p> <p>(1) 4,500万円以上<u>8,000万円</u>未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。</p> <p>(2) <u>8,000万円</u>以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。</p> <p>(3)～(4) 略</p>
<p>10 建設業退職金共済制度への加入等について</p> <p>県では、建設労働者の労働福祉の向上を図るために、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。については、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 建退共制度の証紙貼付方式とした場合は、対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること、また、電子<u>ポイント</u>方式とした場合は、対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職</p>	<p>10 建設業退職金共済制度への加入等について</p> <p>県では、建設労働者の労働福祉の向上を図るために、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。については、制度の趣旨を理解の上、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 建退共制度の証紙貼付方式とした場合は、対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること、また、電子<u>申請</u>方式とした場合は、対象労働者に係る退職金ポイントを購入し、勤労者退職</p>

金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。

- (2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により交付すること、また、電子ポイント方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを併せて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入、並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。

- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後証紙貼付方式においては1ヶ月以内に、電子ポイント方式においては40日以内に県に提出すること。

なお、電子ポイント方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙等の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4)～(7) 略

金共済機構（以下「機構」という。）に対し、電子申請専用サイトを通じて、就労状況報告を行い、掛金を充当すること。

- (2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、証紙貼付方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入し、現物により交付すること、また、電子申請方式とした場合は、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る退職金ポイントを併せて購入し、退職金ポイントの充当を一括して申請すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入、並びに共済証紙又は退職金ポイント（以下「共済証紙等」という。）の購入及び貼付又は掛金充当を促進すること。

- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後証紙貼付方式においては1ヶ月以内に、電子申請方式においては40日以内に県に提出すること。

なお、電子申請方式において、退職金ポイント購入が口座振替による場合であって、発注機関に対して機構の電子申請専用サイトで発行される「掛金口座振替申込受付書」が提出される場合、又は工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙等の購入予定時期を書面により申し出ること。

- (4)～(7) 略

附 則

- この通知は、令和8年2月1日から施行する。
- この通知による改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。